



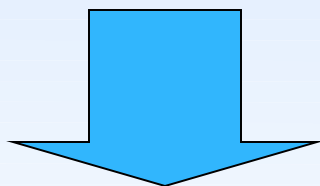
社員の健康管理に注意しよう

株式会社北見式賃金研究所
北見昌朗 平成24年5月

危ない社員が倒れたら・・・

A社にはこんな社員がいます

- ✓メタボの肥満体型
- ✓健康診断では、ほとんどがD以上の有所見判定
- ✓BMI、体脂肪率とも危険値
- ✓健康診断後に再受診もしない
- ✓日常生活はほとんど外食で喫煙も習慣化
- ✓1日3時間以上、月平均80時間以上の残業は当たり前前

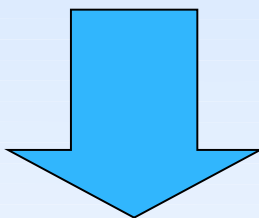


こんな社員が脳梗塞で倒れたら・・・



労災だと申出られるかも

脳血管疾患の発症前に、1ヵ月100時間
または
半年間で平均80時間の残業がある



業務と発症の関連性が強くなり、
労災と判断される可能性が高くなる



労災となった場合のリスク

- ▶ 医療費や休業補償は国の労災保険で担保されている
- ▶ ただし、会社には社員が健康・安全に働けるよう配慮する「安全配慮義務」が課せられている（労働契約法第5条）
- ▶ 労災となった場合、「安全配慮義務違反」で損害賠償を提起されるリスクあり
- ▶ 重度の後遺障害や死亡の場合など、億単位の賠償を求められることもあり得る

